

令和6年度化学物質規制対策（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査）に係る入札可能性調査実施要領

令和6年5月20日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

経済産業省では、令和6年度化学物質規制対策（化学物質の分解性及び蓄積性に係る総合的評価の導入に関する調査）事業の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

(1) 概要

実施計画書（仕様書）参照

(2) 事業の具体的な内容

実施計画書（仕様書）参照

(3) 事業期間

契約締結日（交付決定日）から令和7年3月21日まで（予定）

(4) 事業実施条件

以下の条件を全て満たすこと。

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）における新規化学物質の事前審査制度について熟知していること。
- ・化審法における化学物質の分解性・蓄積性や高分子化合物に関する公定試験法及び評価基準について、十分な専門性と当該試験の実施経験を有するとともに、これら運用の見直しに当たり、有識者の意見を適切に理解して集約し、取りまとめ作業を行うに十分な知見と業務経験を有していること。

- ・経済協力開発機構の勧告によりテストガイドライン（OECD/TG）として定めている分解性・蓄積性評価に係る各種試験方法、化学物質の評価に関する海外主要国の関連制度及びウェイトオブエビデンス（WoE）の評価への活用等に係る国際動向を熟知していること。
- ・当該事業を円滑に遂行するために必要な要員を確保できること。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和6年5月23日（木）17時00分までに登録してください（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります）。「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

日時：令和6年5月24日（金）10時00分

3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴

（学歴、職歴、その他経歴、専門的知識、その他の知見、外国語能力）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

- ・委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」
※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。
- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 新宮、有井宛て

TEL 03-3501-0605

E-mail shingu-mina@meti.go.jp arii-takashi@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

6. 提出期限

令和6年6月10日（月）11:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

(別添1)

(様式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住 所 : _____

商号又は名称 : _____

代表者氏名 : _____

連絡先

TEL :

FAX :

E-mail :

担当者名 :

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、
登録致します。

(別添 2)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 (※ 4)
情報管理責 任者 (※ 1)	A						
情報取扱管 理者 (※ 2)	B						
	C						
業務従事者 (※ 3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※ 1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※ 2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

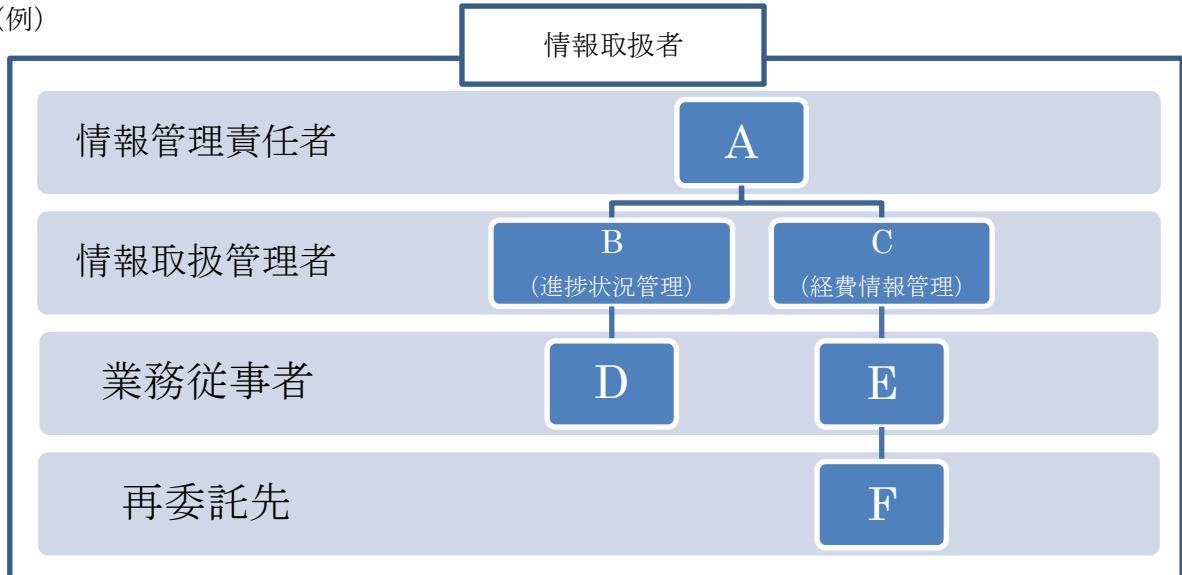
(※ 3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※ 4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※ 5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。